

令和4年度

益田市内部統制評価報告書

審査意見書

益 田 市 監 査 委 員

益 監 第 2 2 号
令和 5 年 9 月 5 日

益田市長 山 本 浩 章 様

益田市監査委員 原 伸 二

益田市監査委員 寺 井 良 徳

令和 4 年度内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 4 年度内部統制評価報告書及びその評価の対象となる事項を記載した附属資料の審査をしたので、次のとおり意見を提出します。

令和4年度 益田市内部統制評価報告書審査意見書

第1 審査の対象

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、令和4年度益田市内部統制評価報告書及びその評価の対象となる事項を記載した附属資料を審査の対象とした。

第2 審査の期間

令和5年7月11日から令和5年7月31日まで

第3 審査の概要

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、実際に行われた評価の過程を確認することにより、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか審査した。

また、市長が評価に至った根拠を確認し、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたか関係職員の説明を聴取し、益田市監査基準及び監査委員が行うこととされている監査等において得られた知見に基づき審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された令和4年度益田市内部統制評価報告書について、審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認めた。

第5 審査意見

本市では、令和4年度から内部統制制度が導入され、「地方公共団体における内部制度の導入・実施ガイドライン」に基づき、「益田市内部統制に関する基本方針」を策定し、市長の権限に属する全ての業務、本市の業務に準じて行われる行政委員会及び公営企業の権限に属する業務において内部統制体制の整備及び運用を行っている。

今回の評価対象期間中において重大な不備に該当する事案はなかったところであるが、重大な不備には至らなかったものの、状況によっては、大きな経済的・社会的損失を生じさせかねない不備が見受けられる状況であった。

当該制度の効率的かつ効果的な運用に当たっては、制度の浸透により職員一人ひとりの意識向上を図るとともに、制度の充実によって不適切な事務処理の再発防止・未然防止に向け適切に対処していただくことが求められる。

市民の市政に対する信頼の確保と質の高い市民サービスの提供のため、法令等の遵守が市民からの信頼の基本であることを全ての職員が認識し、市全体として制度の一層の推進に努められたい。